

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[令和4年9月13日開催 主要行等]

1. 2022 事務年度金融行政方針の公表について（概要、サステナブルファイナンス）

- 2022年8月31日、2022事務年度の金融行政方針を公表した。これは、毎年、事務年度のはじめに、金融庁として進める施策の方向性を明らかにするもの。
- 本方針についても、これまで同様、これを材料として、様々な対話を活発にしていきたいと思いますと考えている。もし、本方針について説明してほしい、あるいは、本方針のこのテーマを議論したいといったニーズがあれば、声をかけていただきたい。
- 内容の詳細は、3本柱で構成しており、
 - ・ 第一に、コロナやロシアのウクライナ侵略の影響により先行きが不透明となる中、金融機関による事業者支援の取組やそのための能力向上を後押し、事業全体に対する担保制度等の環境整備を行うとともに、利用者目線に立った金融サービスの普及や金融機関の経営基盤の強化を促していくこと
 - ・ 第二に、気候変動問題への対応、デジタル社会の実現、スタートアップ支援といった様々な社会課題解決を新たな成長へと繋げるために金融面での環境整備を行うとともに、年末に「資産所得倍増プラン」を策定することも踏まえ、「貯蓄から投資」へのシフトを進め、成長の果実が国民に広く還元される好循環を実現する施策を検討・実施すること
 - ・ 第三に、内外の環境が大きく変化する中、職員の能力・資質の向上を図るとともに、国内外に対する政策発信力を強化することなどを盛り込んだ。
- 本方針の内容のうち、サステナブルファイナンスの推進については、今回、

下記の参考にある5点の取組みを今後の施策として盛り込んだが、特に、3点について述べる。

- ・ 1つ目は、2050年カーボンニュートラルに向けた金融機関と企業の協働の促進である。このため、新たに検討会を設置し、移行計画の策定と着実な実践に資するよう、企業と金融機関の対話の活発化に向けた方策について議論を行う。
- ・ 2つ目は、多様な投資家をインパクト投資へ呼び込み、サステナビリティの向上に向けた企業の取組を促すことである。これに向け、2020年より金融庁が共催している「インパクト投資に関する勉強会」を発展させた検討会を新たに設置し、投資のインパクトに関する計測手法について、その実務上の具体化等について議論を進める。
- ・ 最後に、アセットオーナーにおける資産運用の高度化である。投資先企業の成長と受託財産の持続的拡大を図るため、アセットオーナーが、運用方針においてESG要素を如何に考慮していくかについて知見を高めることが重要であり、まずは、そうした運用を行う上でどのような課題があるかについて、関係者と連携し、把握していく。

○ このうち1点目については、ネットゼロに向けた金融連合に加入している金融機関を中心に、国際的に求められている中間目標の策定や、産業別の目標値の設定等、既に取り組みを進めている方も多いと認識している。先ほど申し上げた2050年カーボンニュートラルに向けた金融機関の取組みに関する検討会なども含めて、様々な場面で、こうした目線も踏まえながらどのように産業界との対話を促進していくか、実務的な着眼点や課題について、意見をいただきたい。

(参考) 2022 事務年度金融行政方針「サステナブルファイナンスの推進」の主な記載

(1) 開示の充実

- TCFD 開示の質と量の充実を促すとともに、有価証券報告書に、サステナビリティ情報を一体的に提供するための記載欄を新設
- 金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループにおいて、SSBJの法令上の位置づけ等について検討

(2) 市場機能の発揮

- アセットオーナー（年金基金等）に対し、投資先企業の成長の促進と自らの受託資産の持続的増大を両立するための課題等を把握
- 資産運用会社における態勢構築や開示の充実等を図るため、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針を改正
- ESG 評価・データ提供機関向けの行動規範（～9月5日まで市中協議）を最終化
- 日本取引所グループの ESG に関する情報プラットフォームの拡充
- GX 経済移行債（仮称）を含む GX 投資のための 10 年ロードマップの策定や GX リーグの稼働に向け、積極的に貢献
- カーボン・クレジット市場の整備に向け、取引の適切な価格形成を図る観点から金融機関が果たせる役割を検討

(3) 金融機関の機能発揮

- 2050 年カーボンニュートラルと統合的で科学的な根拠に基づく移行計画の策定と着実な実践に資するよう、検討会を設置し、企業と金融機関の対話と実践のためのガイダンス（仮称）を策定
- 地域金融機関による企業支援を推進
- 気候変動による事業影響を実務的に把握できる粒度のデータセットやその活用方法等について取りまとめ
- 自然災害リスクへの対応における保険の役割等について、各国監督当局と議論

(4) インパクトの評価

- 投資によるインパクトの実務的な計測手法等について、新たに検討会を設置し、年度末までに取りまとめるとともに、気候変動関連のインパクト評価の枠組み策定に向けて、関係省庁と連携を深め、クライメートテック企業に対する投資を円滑化

(5) 専門人材の育成等

- 金融関係団体等と連携し、サステナビリティに係る資格試験の創設等を推進するほか、ESG 投資に必要な知見・技能とそれを獲得する手段等（スキルマップ）を見える化。大学等における金融関係の講座や教材の提供等を検討
- 生物多様性も含めた自然資本について、国際的な議論、民間の動向把握を通じて金融への影響や金融の役割を考察

2. 令和5年度税制改正要望について

- 税制について、2022年8月31日、NISAの抜本的拡充を始めとした「資産所得倍増プラン」関連、クロスボーダー取引に係る環境整備、保険、そして暗号資産などの項目を要望した。
- NISAの抜本的拡充については、国民にとって、簡素で分かりやすく、使い勝手のよい制度にするとの観点から、
 - ・ 制度の恒久化
 - ・ 非課税保有期間の無期限化
 - ・ 年間投資枠・非課税限度額の拡大
 - ・ つみたてNISAを基本としつつ、一般NISAの機能を引き継ぐ「成長投資枠（仮称）」の導入
 - ・ つみたてNISAの対象年齢を未成年者まで拡大等の要望をしている。
- このほか、
 - ・ 教育資金一括贈与に係る贈与税の非課税措置の見直し
 - ・ 金融所得課税の一体化
 - ・ 海外進出における支店/子会社形態の税制上のイコールフットィング
 - ・ 海外ファンドとの債券現先取引（レポ取引）に係る非課税措置の恒久化
 - ・ 企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃又は課税停止措置の延長等についても要望している。
- 今後、年末に向けて議論が本格化していくところ、各金融機関においても、引き続き、協力いただきたい。

3. 金融行政方針（監督局関係）

- 金融行政方針について、主要行等と関係するところでは、以下の施策などを盛り込んでいる。
 - ・ 資金繰りや経営改善・事業転換・事業再生等の事業者に寄り添った支援の一層の促進
 - ・ 経営者保証に依存しない融資慣行の確立
 - ・ 金融機関の経営基盤の強化と健全性の確保に向けた、ガバナンスやリスク管理態勢の強化
 - ・ 高齢者・障がい者・女性・外国人といったすべての利用者に寄り添った丁寧な対応の促進
 - ・ デジタル社会の実現に向けた、デジタルマネーや暗号資産等に関する環境整備、決済インフラの高度化・効率化の推進
- 引き続き、金融機関との対話による課題の解決を重視し、こうした施策に取り組んでいく。

4. 中小企業活性化パッケージ NEXT の公表について

- 新型コロナウイルス感染症等に係る資金繰り等の事業者支援について、足元、コロナの長期化や物価高等で、依然として資金繰りに苦しんでいる事業者がいる一方、ポストコロナを見据えた前向きな取組への資金需要が増加するなど、必要となる支援にも徐々に変化がみられている。
- こうした中で、経済産業省・金融庁・財務省においては、事業再構築などの前向きな取組みに対する資金需要に応えるとともに、ポストコロナへの段階的移行を図りつつ、資金繰り等の事業者支援の継続・拡充を図るため、2022年3月に策定・公表した「中小企業活性化パッケージ」の取組を更に加速させた「中小企業活性化パッケージ NEXT」を9月8日に新たに策定・公表した。
- 同パッケージ NEXT には、

- ・ 日本公庫等のゼロゼロ融資が9月末に終了する一方で、伴走支援型特別保証の拡充や、借換保証など中小企業の返済負担軽減策の検討を行うなど、資金繰り支援の拡充を図りつつ、
- ・ 金融機関との連携による REVIC 等のファンドの活用促進や、経営者の破産回避に向けた取組の促進など、中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジの総合的支援をさらに加速するための追加措置、

などを盛り込んでいる。なお、同パッケージ NEXT の公表を受け、9月9日、改めて要請文を発出したが、金融機関においては、引き続き、同パッケージ施策も活用した事業者支援の徹底をお願いしたい。

- なお、最近、一部の事業者からは、金融機関の融資姿勢について、「営業黒字でないと追加融資を受けられない」「売上が回復していない中でもコロナ特例リスケの期限到来とともに返済を求められる」「人事異動で支店の担当者が交代してしまい引継ぎがちゃんとなされていない」といった声も寄せられている。
- 各金融機関においては、それぞれの事業者の現下の決算状況・借入状況や条件変更の有無等の事象のみで機械的・硬直的に判断せず、官民金融機関等が密に連携し、事業者に最大限寄り添ったきめ細かな支援を行うよう、今回の要請事項とともに、営業現場の第一線の職員まで改めて周知・徹底していただきたい。

5. 経営者保証に依存しない融資慣行の確立について

- 「パッケージ NEXT」においては、個人保証に依存しない融資慣行の確立に向けた施策を本年内に取りまとめることについても盛り込んでいる。
- 金融行政方針にも、経営者保証について、金融庁として、あらゆる方策を講じていく旨盛り込んでいるところであり、今後、金融機関の意見も伺いながら、具体的な方策を検討していく。

6. 金融機関におけるカーボン・クレジット取引等の取扱いについて

- 気候変動対策への世界的な要請の高まりに伴い、カーボンニュートラルの実現に向けて、民間主導によるボランタリークレジットを中心にカーボン・クレジット取引が国際的に活発化している。例えば、世界におけるカーボン・クレジットの発行量は足元 10 年間で約 10 倍に増加している。
- 国内においても、東京証券取引所が、経済産業省の委託を受け、カーボン・クレジット市場に係る実証事業を行うこととなった。今回の実証事業では、2 種類のカーボン・クレジットについて売買の実証が行われるが、このうち「Jクレジット」については、既に参加者登録や説明会が開始されており、9 月 22 日に予定されている売買開始に向け準備が進められていると承知。
- 金融機関がカーボン・クレジットを取り扱う場合には、業務範囲規制との関係で、取り扱おうとするカーボン・クレジットが「(算定割当量に) 類似するもの」に該当するか整理が必要となる。この点、「Jクレジット」、「JCM クレジット」及び法令（外国の法令、米国州法を含む。）に基づくクレジットについては、「(算定割当量に) 類似するもの」に該当すると考える。
- また、ボランタリークレジットを含むその他のカーボン・クレジットについては、金融機関自らが、「(算定割当量に) 類似するもの」に該当するか否かを的確に判断できるよう、金融庁としても環境整備を行い、カーボンニュートラルの実現に向けて積極的に貢献していく。

7. リースにより太陽光発電設備を設置している住宅等の取得に係る住宅ローンの与信審査について

- 2050 年カーボンニュートラルの実現に向けては再生可能エネルギーの更なる導入促進が必要であり、政府では、2030 年において新築戸建住宅の 6 割に太陽光発電設備が設置されることを目指すなど、住宅・建築物にも太陽光発電設備の設置を拡大すべく、各種の施策を講じている。また、住宅等への太陽光発電設備の導入は自家消費等により電力需給の改善や災害時のレジリエンス強化にも繋がりを有するものである。

- 太陽光発電設備の導入に関する費用については、昨今、住宅ローン等により自己負担するケースに加え、初期費用を軽減できるリース等を活用するケースも増えてきていると承知。
- このような状況を踏まえ、リースにより太陽光発電設備を設置している住宅等の取得に係る住宅ローンの与信審査に関しては、金融庁として一律の対応を求めるものではないが、例えば、自家消費による電気代削減や売電収入等の側面についても考慮することなど、各金融機関それぞれにおいてご検討いただければ幸いである。

8. REVICareer(レビキャリア)への個人登録開始について

- 2022年8月26日、REVICに整備した人材プラットフォーム「REVICareer(レビキャリア)」において、大企業社員の個人登録を開始した。
- REVICareerの人材登録については、金融業界以外にもさまざまな業種の大企業人事部署に働きかけを行ってきたところ、一部の大企業から「登録したいと考える社員がいても人事部経由では手があがらない」といった声があがっており、社員個人による登録が可能となるようシステム改修を行ったもの。
- 人事部で登録者を登録・管理いただいている金融機関においても、個人登録の枠組みを活用して、登録・管理の負担軽減に繋げていただくこともできると考えており、不明点等があれば、金融庁まで遠慮なく問合せいただきたい。

9. 「障がい者団体と金融機関関係団体との意見交換会」に係る議事概要等の公表について

- 2022年6月28日、金融庁にて「障がい者団体と金融機関関係団体との意見交換会」を開催。意見交換会では、各障がい者団体から、「代筆・代読に関して内規に沿った形で対応するよう、研修会等を通じて行員に周知徹底してほしい」「キャッシュカード紛失時等に電話リレーサービスによる本人確認

を確実に受けられるようにしてほしい」「障がい者の意見に配慮したシステム開発をしてほしい」といった意見・要望が出された。

- 2022年8月10日、意見交換会の議事概要を金融庁ウェブサイトに公表しているため、参考にさせていただき、一層、障がい者等に配慮した取組みを進めていただきたい。
- また、障がい者等に配慮した取組状況について、2022年3月末時点のアンケート調査を取りまとめており、完了次第、結果を還元する予定。

10. 業態横断的なモニタリング方針等について

- 金融行政方針の中で、2022事務年度の業態横断的なモニタリング方針（例えば、信用・市場・流動性リスク管理、顧客本位の業務運営、マネロン対策等、サイバーセキュリティ対策、システムリスク管理等のモニタリング方針）や業種別モニタリング方針について記載している。是非、金融行政方針を確認いただきたい。
- 金融庁としては、各項目について、データ分析や金融機関との対話を通じ、深度あるモニタリングを実施していく。

（参考） 例えば、以下に取り組む旨を記載している。

- ① 金融機関の経営戦略を確認するとともに、国内外の営業基盤、財務基盤、ガバナンス・各種リスク管理態勢等について金融機関と対話を行い、それぞれの状況に応じて経営基盤の強化を促す。

経済環境の変化や金融市場の変調が金融機関の健全性や金融システムの安定性に与える影響を分析するとともに、金融機関における業況悪化先に対する与信管理や事業者支援の状況、有価証券運用や外貨流動性に関するリスク管理態勢についてモニタリングを行う。

また、人的投資や人材育成の取組みを促す。加えて、業務のDX推進や銀行業高度化等会社の活用も含め、新規ビジネスの開拓、顧客利便の向上、コスト削減等の方策について確認する。

- ② 顧客本位の業務運営の確立に向け、金融機関において顧客の資産形成に資する商

品組成・販売・管理等を行う態勢が構築されているかモニタリングを行う。特に、仕組債については、経営陣においてその取扱いを十分に検討しているか等についてモニタリングを行う。また、金融機関の具体的な取組みが、各々の取組方針の中で明確化されているか、営業現場において定着しているかモニタリングを行う。

加えて、金融サービス利用者相談室、金融トラブル解決制度推進室、コンダクト企画室を一体的に運用し、利用者トラブルに係る情報の多角的な分析と実態把握を行い、その結果をモニタリング等に活用する。

- ③ 各金融機関がマネロンガイドラインで求められる対応を 2024 年 3 月末までに完了するよう、モニタリングを行う。また、マネロン対策等に関する利用者の理解の向上を図るため、その必要性等について政府広報等による周知を行う。加えて、為替取引分析業について、制度の施行に向けた準備を進める。全国銀行協会等における共同システムの実用化に向けた検討を支援する。
- ④ 各金融機関において、実効性のあるサイバーセキュリティ管理態勢が構築されているかモニタリングを行う。また、地域金融機関に対して、サイバーセキュリティ管理態勢の成熟度を評価するための点検票を活用し、自主的なサイバーセキュリティの強化を促すとともに、保険会社や証券会社に対しても、点検票を修正の上、その活用を検討する。加えて、業態横断的なサイバーセキュリティ演習を、目下のサイバー攻撃の脅威動向や新たな事例を踏まえたシナリオで実施する。
- ⑤ 金融機関のシステム障害案件については、障害の真因及び改善策の実効性を検証することを通じて自律的な改善を促す。大規模かつ難度の高いシステムの統合・更改案件については、検査を含めた深度ある検証を実施する。また、外部委託先を含めたデータ管理等の課題など、金融機関におけるリスク管理の実態の把握を進めるほか、必要に応じ、それらの課題等に関して外部委託先との対話を行う。
- ⑥ 銀証間のファイアウォール規制の緩和を踏まえ、金融庁に新設の「優越的地位の濫用防止に係る情報収集窓口」に寄せられる情報等を活用しつつ、優越的地位の濫用に関する防止態勢を重点的に検証する。

11. 足元の金融経済情勢を踏まえた適切なリスク管理について

- 世界経済は、コロナの影響を受けて減退した需要の回復が見られる反面、インフレや地政学リスク等に起因する先行きの不透明感が続いている。また、

金融市場においては、金利や為替をはじめ、不安定な動きが続いている。

- 足元においては、こうした状況が、例えば各金融機関が保有する外国債券の評価損の拡大や、外貨資金の調達費用の上昇といった形で、金融機関に影響を与えている。
- また、先行きについても、金融市場の変調が金融機関における有価証券運用や外貨資金調達に及ぼす影響、物価を含む経済動向が国内外の商流・企業業績や金融機関における海外ファンド・低信用先との取引に及ぼす影響、ひいては自己資本比率等の健全性指標に及ぼす影響について、様々なシナリオ・波及経路が考えられる。
- 各金融機関においては、これらのシナリオ・波及経路を丁寧に検討した上で、必要な定量的評価を行い、影響が顕在化した場合でも、財務の健全性を維持し、十分な金融仲介機能を発揮できるよう、適切に対応いただきたい。
- 金融庁としては、こうしたフォワードルッキングなリスク把握に欠かせないデータの管理状況を含め、各金融機関における適切なリスク管理やグループ・グローバルのガバナンスの高度化について、引き続き、緊密に意見交換を実施し、金融システムの安定性を確保していく。

12. 安定的な資産形成を目指す顧客に相応しくない商品の販売について

- 金融行政方針にも記載したが、一般の利用者から、安定的な資産形成を目指す顧客にはふさわしくない商品を金融機関が提案・販売しているといった相談が金融庁に寄せられている。
- 各金融機関から提出のあったデータからも、実質手数料が不透明であったり、顧客による適切な投資判断が困難な商品が相当程度販売されていることを確認している。
- こうしたことは、多くの金融機関において、自らの取組方針の中で、「顧客に最善の商品の提案」や「手数料の透明化」を掲げていることと矛盾している可能性がある。こうした取組方針の記述が、実際の商品の販売や手数料の開示状況と整合的なのか、金融機関において自発的に確認しているかを重点

的に検証する。

- また、販売手数料収益の月次動向をみると、四半期末ごとに大きく伸びる傾向が依然として見られている。こうした収益の数字作りと考えられる傾向は取組方針と整合的なのか、営業現場の業績評価体系は適切なのかについても重点的に検証する。
- なお、リスク性商品を幅広く取り扱っている先については、商品間の相対的な評価が課題となる。取組方針の中で、「顧客に最善の商品の提案」や「利益相反の管理」と述べている以上、当然、商品ラインナップについて相応の選別がなされ、販売の際に利益相反が起きないような態勢が構築されるべきであり、この点について重点的に検証する。
- 最後に、こうした取組方針の実践状況の管理検証にあたっては、本部リテール部門などの第1線の現場任せにせず、経営陣や2線・3線が、その進捗状況を管理検証する態勢の構築が必要である。
- 現在、仕組債が問題と認識しているが、以上で挙げた問題と同様の課題は、仕組債以外の既存の商品や、今後現れる新たな商品でもありうる。金融庁が問題視した特定分野についてのみ受動的に後から対応するのではなく、むしろ金融庁に先んじて自発的に改善を図っていただきたい。

13. マネロン対策等に係る広報について

- 金融機関が継続的顧客管理を適切に実施していくためには、一般利用者の理解と協力が不可欠であることから、金融庁においては、各業界団体との連名チラシの作成や、ラジオ CM の配信などの政府広報、オンライン広告の配信等を通じて、積極的に情報発信を行っている。
- 2022年3月に実施したオンライン広告の配信では、金融庁のウェブサイトへのアクセスが増加するなど効果を確認できたため、9月15日から再度、オンライン広告の実施を予定している。効果的な配信に向けて各協会からの意見も反映したので、是非ご覧いただきたい。

14. サイバーセキュリティの強化について

- 金融行政方針で記載したモニタリング方針に沿って、金融機関のサイバーセキュリティの強化を促してまいりたいと考えているが、その一環として、2022年も10月にサイバーセキュリティ演習（Delta Wall VII）を実施予定。参加金融機関においては、経営層も積極的に参加いただき、サイバー攻撃の検知、顧客対応、業務復旧など、コンティンジェンシープランが実効性のあるものとなっているかを確認いただきたい。

15. 「気候変動関連リスクに係る共通シナリオに基づくシナリオ分析の試行的取組について」の公表について

- 金融庁と日本銀行は、共通シナリオを用いた気候関連リスクに関するシナリオ分析の試行的取組を実施し、その取組みの枠組みや分析結果の概要を2022年8月26日に公表した。
- 本取組は、気候関連リスクの定量的な評価を目的とするのではなく、シナリオ分析の継続的な改善に向けて、データの制約や分析の仮定・手法の妥当性といった課題を把握することに主眼を置いた。
- 本取組にご協力いただいた金融機関の方々に感謝申し上げます。本取組で把握された課題への対応を含め、シナリオ分析の手法の改善やその活用のあり方等について、引き続き議論させていただきたい。
- また、その他の金融機関におかれても、既にシナリオ分析の実施・改善に取り組まれている金融機関も多いと考えられるところ、本文書を必要に応じ参考にしていただきたい。

16. サステナブルファイナンスに関する動向について

- 気候変動リスク等に係る金融当局ネットワークである NGFS は、2022年9月6日に、気候シナリオの第三版を公表した。
- 2021年6月に公表された第二版から、COP26（国連気候変動枠組条約第26

回締約国会議)で表明された各国のコミットメントや新型コロナウイルス感染症による影響、足元の技術開発の状況などを織り込み、データの更新を行った。

- また、セクターの粒度を高め、物理的リスクについても、初めて洪水やサイクロンといった自然災害の激甚化等による急性リスクをマクロ経済データに反映させるなどの改定を行っている。
- 今後、NGFS シナリオについては、当局だけでなく金融機関にも広く利用いただけるよう更なる検討を進める予定である。シナリオの開発にあたって密に連携していきたい。

(以 上)